

# 小型動力ポンプ積載車仕様書

令和8年5月

竹原市

## 小型動力ポンプ積載車仕様書

### 1 総則

- (1) この仕様書は、竹原市が製作発注する小型動力ポンプ積載車の製作に関する一切に適用する。
- (2) 車両は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合し、緊急自動車としての承認が得られるものであること。

### 2 協議

- (1) 受注者は、この仕様書に基づく、ぎ装製作図及び装備品のカタログを提出し、製作承認を受けること。
- (2) この仕様書に定めるものは、製作上具備すべき要点を示すものであって、製作にあたり疑問が生じた場合には、担当者と連絡協議の上、承認又は指示を受けること。

### 3 仕様変更

受注者は、製作にあたり、この仕様書を変更する必要がある場合には、担当者と連絡協議の上、承認又は指示を受けること。

### 4 責任

- (1) 受注者は、発注者の責めに帰すべき事由によるものを除き、納入までの間において発生したいかなる事故の責任も負う。
- (2) 受注者は、設計・製作・材料・部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負う。

### 5 登録及び廃車手続き

- (1) 受注者は、車体登録及び緊急自動車指定届出を竹原市名義で代行し、登録完了後に納入するものとする。
- (2) 車両登録等に要する経費のうち、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険、自動車検査登録印紙代、リサイクル料及び緊急自動車指定手数料は車両代金に含まれるものとする。
- (3) 受注者は、旧車両1台を引き取り廃車手続きをすることとし、それにかかる費用は全て受注者において負担すること。ただし、車両に積載している小型動力ポンプ等装備品は竹原市に返却するものとする。

### 6 保証

車両の保証期間は納入後1年間とする。ただし、メーカー等で定める保証期間が1年以上の場合は、メーカーの定める期間とする。ぎ装部分の保証期間は納入後1年間とする。

なお、保証期間経過後においても、設計不良、工作不良又は材質不良に起因する故障が生じた場合には、発注者の指示により、受注者において無償修理又は取替え等必要な保証を行うこと。

## 7 検査・確認

受注者は、担当者の立会の下、次に定める確認・検査を受けること。

- (1) 走行検査
- (2) 車体の構造及びぎ装状況の検査
- (3) 積載品・装備品の装着・架装状況及び品数の確認

## 8 台数

1台

## 9 納入期限及び場所

- (1) 納入期限  
令和9年3月31日
- (2) 場所  
竹原市消防団第2分団2部2班消防格納庫（竹原市下野町298番）

## 10 その他

納入にあたっては、次のものを提出しなければならない。

- (1) 写真  
前面、左側面、右側面、後面                      各2部
- (2) 自動車検査証の写し                              1枚
- (3) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し        1枚
- (4) 自動車リサイクル券の写し                      1枚
- (5) 緊急自動車届出確認証及び写し                1枚

## 11 車両（シャーシ）の部

- (1) 国産で2026年に製造された車両（ダブルキャブ型トラック）とする。
- (2) 総排気量は、1、800CC以上（ガソリン車）とする。
- (3) トランスミッションはATとする。
- (4) 乗車定員は、10名（ぎ装後）とする。
- (5) 後輪タイヤは、ぎ装後の積載重量に対して支障がないようであれば、ダブル又はシングルのどちらでも構わない。
- (6) その他
  - ① パワーステアリング、フォグランプ装備
  - ② エアコン装備
  - ③ オーディオについては、AM/FMラジオ
  - ④ 付属品（標準工具、フロアマット、バイザー、マッドガード（全輪）を装備し、積載車として満足されるよう仕上げるものとする。

## 12 ぎ装の部

- (1) 車両各部は、完全な脱脂洗浄後直ちにプライマリー処理を行った後朱色（IH2-145）にて全塗装をすること。
- (2) 足廻りは、アンダーコート塗装を施すこと。
- (3) 消防マーク及び文字の記入
  - ① フロントグリル中央部に消防団マーク（銀メッキ150mm）を取り付けること。
  - ② 車両本体の両側面に、金色でドア部縁取り及び前部の左右ドア中央部に白文字で次の文字を丸ゴシック体で記入すること。  
・竹原市消防団 **2-2**
  - ③ 標識灯の記入文字は黒色とし、「**2分団2部**」とする。
- (4) キャビン上部に、散光式赤色警光灯（スピーカー内蔵型）及び標識灯を自在金具で強固に取り付けること。
- (5) 電子サイレン及び専用スピーカーのアンプは運転の妨げにならないよう、かつ、容易に操作ができる箇所に取り付けること。
- (6) 電子サイレン等電気関係部品のメインスイッチは、専用ヒューズを介し別に設置し、隊員の乗降に支障なく、運転席から操作が容易に行える位置に設けること。
- (7) 配線のキャビン内の引き込み部には、防水処理を施すこと。
- (8) 後部荷台部分に補助乗員席として2人シート（ビニールレザー張り）を左右に設けること。
- (9) 後部荷台部分に、指定の小型動力ポンプ（既存）を積載する特殊2重レールを設置すること。構造については、走行中の振動等によって小型動力ポンプが移動や転倒しないよう固定し、かつ、小型動力ポンプが容易に積み降ろしできるものであること。
- (10) 後部荷台部分に、ホース積載棚（65mm×20mの二重巻きにしたホース5本を積載）、ホースバック収納棚を設けること。
- (11) ボデイ後部に、吸水管積載部分を兼ねた団員の乗り降りに便利なステップ（3mm以上縞鋼板）を設けること。また、補助乗員席下側に、スリップ防止用として3mm以上縞鋼板で対策を講じること。
- (12) 車両後部に、吸水管75mm×8mを積載するアーチ型ブラケットを設けること。ただし、吸水管の収納、延長が容易にでき、かつ、走行中の振動等によって脱落しないワンタッチ式バンド止め（鉄製）構造とすること。
- (13) 荷台後部に、全長3.6mの二つ折りはしごが容易に脱着できる取付金具を設ける

こと。(二つ折りはしご本体も含む。)

- (14) 荷台後部に、サーチライト(クアトロビーム MYS-75LP LED式) 1個を設け、スイッチは、ライト下方の見えやすい位置に設けること。
- (15) 車体側板上及び後部に握り棒を設けること。握り棒は、操作員に対し危険性がなく、容易に握り得る高さ及び位置とすること。
- (16) 工具箱を補助乗員席の下に設けること(左右どちらでも可)。
- (17) 後部荷台部分は、雨天時用のシート(幌)を取り付けられる構造とすること(「荷台部分シート仕様書」のとおり)。
- (18) 次の器具を取り付ける金具を積載車荷台に設けること。
  - ① とび口(長さ1.8m)
  - ② 筒先2本(差し込み式65mm)
  - ③ 消火栓開閉金具1本(長さ1.5m)
  - ④ スコップ1丁
  - ⑤ スタンドパイプ1本(標準式65mm高さ1m)
  - ⑥ 替え口2ヶ(ねじ込み式)
  - ⑦ 分岐金具1個(参考規格 双口接手 ヨネ 65×65・2口)
  - ⑧ 消火器10型(ABC粉末)1本(容易に取り外しができる位置とすること。また、消火器本体も含む。)
  - ⑨ 消火栓媒介金具
- (19) 上記に掲げるもののほか、次の取り付け品及び取り付け装置は、落下しない堅牢な構造で、機能確実、かつ、操作しやすい場所に設けること。
  - ① 散光式赤色警光灯 1台  
(参考規格 AD-SS-X1-H 株式会社大阪サイレン製作所)
  - ② 電子サイレンアンプ 1台  
(参考規格 TSK-D251 50W)
- (20) 12V バッテリーを使用し、全自動のバッテリー充電管理器を接続し、管理器用の外部電源は容易に取り外し可能なマグネット式とすること。  
また、バッテリーケーブルは他に干渉及びかみこみ並びにショートを起こさないような構造とすること。

### 13 付属品の部

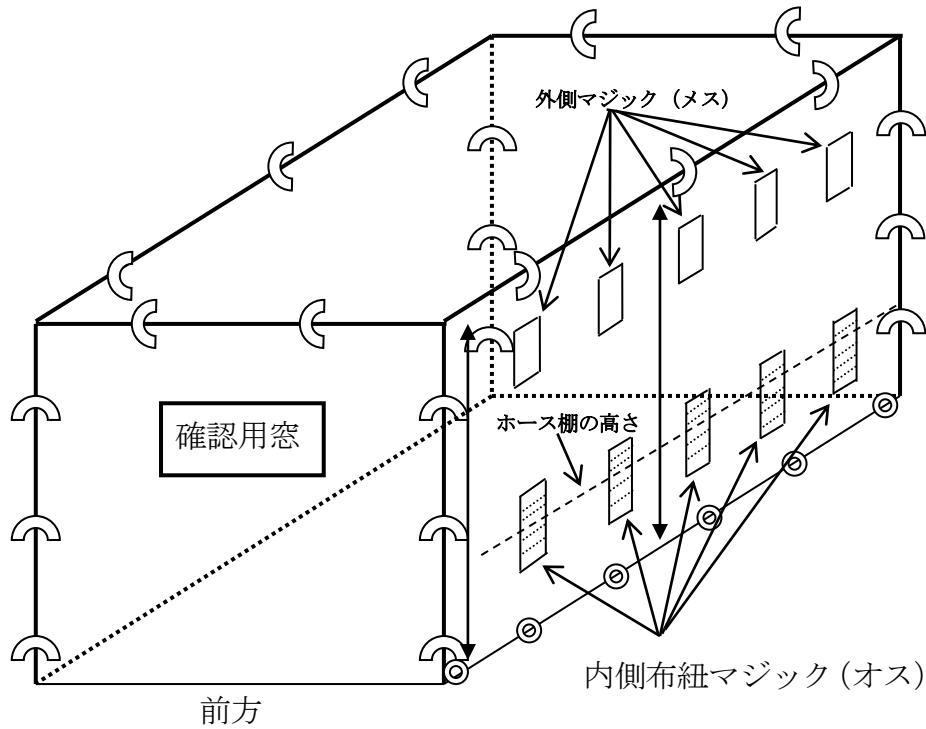
付属品は、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 合成ゴム又はウレタン製のマット 必要数
- (2) 消火器(ABC10型) 1本

## 荷台部分シート仕様書

素材 テント布地、ビニロン帆布

色 赤色



\* 右側も同様

☺ は、支柱に内側マジックバンド止め。

↕ は、ファスナーを設けること。

◎ は、穴開金具ゴムバンド止め。(4~5個)

- 荷台部分シートの支柱の高さは、回転灯よりも極端に高くないこと。  
(高さは2m35cm以下とすること。)
- 後部は、開放型とする。
- 確認用窓は、車両に合わせ透明ビニール等を用いること。
- 支柱も消防色とすること。

参 考 写 真

(前面)



(後面)



(側面)



(側面)

